町道吉本本山線（宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路）全線開通

宇城氷川スマートインターチェンジのアクセス道路として、建設を進めておりました町道吉本本山線が全線開通します。

平成28年3月26日㈯ 正午 開通

町道吉本本山線の全線開通により期待される効果

開通効果①

地域の活性化、主要都市との連携促進

国道3号から宇城氷川スマートＩＣまでの約1・1㌔を通行することが可能となります。

これにより、九州自動車道へのアクセス性が向上し、並行する国道3号などの主要幹線道路の渋滞緩和や、物流の効率化などが図られ、地域の活性化や九州内の主要都市との連携・交流の促進が期待されます。

開通効果②

高度医療機関への搬送時間短縮

熊本市内の第三次救急医療施設（高度な救急医療を提供できる医療施設）やそれに準じる医療施設を利用する際、高速道路へのアクセス性が向上することにより、搬送時間が約58分から約45分へと約13分短縮となり、救命率の向上が期待されます。

開通効果③

災害時の代替道路の確保

国道3号において、氷川町では、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所が予想されています。

国道3号が被災した場合の避難や物資輸送のための代替道路として、九州自動車道を確保することができ、地域の安全・安心に大きく寄与することが期待されます。

開通効果④

観光産業などの活性化

宇城氷川スマートＩＣ周辺には「道の駅竜北」「竜北公園」などの多くの集客施設や国指定史跡「大野窟古墳」「野津古墳群」、国指定名勝「立神峡」などの名所・旧跡の他、歴史・文化的な施設が存在しています。

これら施設は、スマートＩＣを中心に半径5㌔圏内に位置しており、アクセス性が大幅に向上することで、イベントなどの集客拡大や観光客の増加、地産地消の推進、賑わいによる観光産業の活性化に大きく寄与することが期待されます。

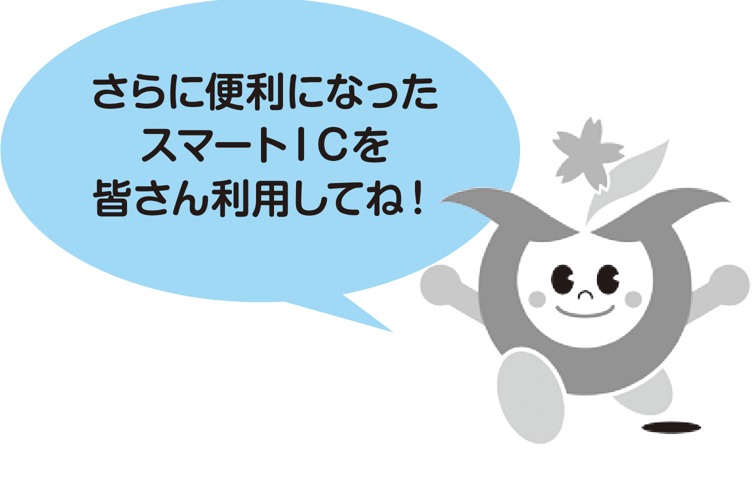

開通効果⑤

スマートＩＣの利用増加

宇城氷川スマートＩＣの開通からこれまでの利用状況は、国道3号からの通行が出来ない状況において、約900台／日となっています。

本スマートＩＣが需要の高い施設であると言え、利便性やアクセス性が大幅に向上することで、更なるスマートＩＣの利用増加が期待されます。

【お問い合わせ先】 企画財政課 企画係 ☎52・5850

地方税法改正に伴う税率改正

軽自動車税率が変わります

地方税法改正に伴い、平成28年度から軽自動車税の税率が変わります。適用される税率は、車両の種類や最初の新規検査年月によって異なります。

原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車

平成28年4月1日現在で登録されている次の車種の車両すべてに、平成28年度から新税率が適用されます。

車種		平成28年度から（年税額）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc を超え 90cc 以下	
	90cc を超え 125cc 以下	2,400 円
	50cc 以下ミニカー	3,700 円
軽二輪（125cc を超え 250cc 以下）		3,600 円
小型二輪（250cc を超えるもの）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000 円
	その他のもの	5,900 円

※50cc以下と90cc以下の税額は同じですが、ナンバープレートの区分はこれまでと変わりません。

軽三輪・軽四輪以上のもの

最初の新規検査年月（自動車検査証の「初度検査年月」）により、現行税率、新税率、重課税率のいずれかの税率になります。

中古車で購入される場合の税率も、自動車検査証の初度検査年月で判断することになります。

※重課税率について

平成28年度以降、最初の新規検査を受けて、13年を経過した車両に対し、新税率の約20％が増税されます。

平成28年度に重課税率の対象となる車両は、平成15年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものになります。

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引車は重課税率の対象外になります。

車種		最初の新規検査年月（初度検査年月） 平成27年3月31日まで（現行税率）	平成27年4月1日以降（新税率）	13年経過※（重課税率）
軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽四輪（貨物）	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
軽四輪（乗用）	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円

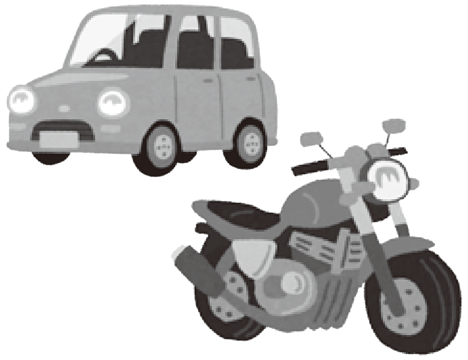

軽自動車などの廃車手続きについて

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農耕作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。そのため、4月2日以降に廃車されてもその年度の軽自動車税が課税されます。現在、使用していない軽自動車などをお持ちで、廃車の手続きをされていない所有者はお早めに手続きをお願いします。

車種	手続き場所
第１種（50cc 以下）	氷川町役場税務課または宮原振興局総務振興課 ☆手続きに必要なもの ・ナンバープレート ・所有者・使用者の印鑑
第２種乙（90cc 以下）	
第２種甲（125cc 以下）	
ミニカー	
農耕用・リフトなど	
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会熊本事務所 熊本市東区東本町16番3号 ☎ 050－3816－1758
小型二輪自動車	熊本運輸支局 熊本市東区東町4丁目14番35号 ☎ 050－5540－2086
軽二輪自動車	

グリーン化特例（軽課）による軽自動車税軽減

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に新車新規登録をした、一定の性能を有する軽四輪車など（三輪以上の軽自動車）について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入し、軽自動車税を新税率から軽減します（平成28年度のみ）。

【対象車両】次のいずれかに該当する車両

A　電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10％低減）
B　乗用　平成32年度燃費基準＋20％達成車
　　貨物　平成27年度燃費基準＋35％達成車
C　乗用　平成32年度燃費基準達成車
　　貨物　平成27年度燃費基準＋15％達成車

※B・Cは上記の要件を満たし、かつ平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）したもので、内燃機関の燃料がガソリンの軽自動車に限ります。
※各燃費基準達成状況は**自動車検査証**の備考欄に記載されています。

車種		税率（年税額） A（75％軽減）	B（50％軽減）	C（25％軽減）
軽三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円
軽四輪（貨物）	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
軽四輪（乗用）	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円

【お問い合わせ先】 税務課 住民税係 ☎52・5853（直通）